

令和 8 年 1 月 農業委員会総会 議事録

開催日時 令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 4 時 00 分～

開催場所 旧橋本市民会館 1 階 ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1 番	石井 政英	◎	2 番	田中 里美	◎	3 番	平田 敬二	○
4 番	林 義文	○	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	○
7 番	窪田 裕	○	8 番	藤田 和久	○	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	○	11 番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	×	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（9 件）
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（10 件）
 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
 議案第 4 号 非農地証明願いについて（1 件）
 議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について（1 件）

報 告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について（2 件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 8 年 1 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 1 番 石井 政英 委員
議席番号 2 番 田中 里美 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画 (案) の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 5 件です。
議案第 1 号「農地利用集積促進計画 (案) の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番、2 番、3 番
●提出番号 1 番
隅田町河瀬に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該の農地を売買により取得します。取得後は、水田として利用する計画です。何も問題はありません
●提出番号 2 番
隅田町中島に拠点のある有限会社が、遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を売買により取得します。取得後は樹園地として利用する計画です。何も問題はありません。
●提出番号 3 番
農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を贈与により取得します。なお譲渡人から見て譲受人は妹です。取得後は、

水田及び畑として利用する計画です。何も問題はありません。

平田委員

●提出番号 4 番、5 番

●提出番号 4 番、5 番

4 番、5 番の案件はいずれの農地も譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を売買により取得します。しかし、譲渡人はすでに双方から農地代を頂いており、いずれの農地もすでに整備され樹木が植えてありました。今回の案件は農地法の手続きを軽視しており、始末書か指導書を出して頂きたいと思えます。ご検討をお願いします。農地そのもの及び譲受人、譲渡人には特に問題はありません。

林委員

●提出番号 6 番

譲受人は高齢ですが現在も野菜を元気に耕作しています。農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は普通畑として利用します。何も問題はありません。

米坂委員

●提出番号 7 番、8 番

●提出番号 7 番

当該農地周辺は、太陽光発電を行なう会社が土地の購入を検討していることを聞いた譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は樹園地として利用する計画です。何も問題はありません。

●提出番号 8 番

胡麻生に居住する譲受人が遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から当該農地を売買により取得します。取得後は普通畑及び樹園地として利用する計画です。少し前まで荒地で梅が 1 本ありましたが、現状は重機を用いて綺麗な更地にしてあります。この農地のすぐ西側、南側には農地ではありませんが資材置場等にする計画があるそうなので、水利組合からは注視して見守って欲しいとされています。問題はありません。

廣田委員

●提出番号 9 番、10 番

●提出番号 9 番

大阪府和泉市に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。譲受人は遠方のため耕作できるか心配でしたが、隣接する家も購入し令和 8 年 3 月に橋本市に移住するそうです。取得後は畑及び樹園地として利用する計画です。何も問題はありません。

●提出番号 10 番

城山台に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は樹園地として利用する計画です。何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 4 番、5 番の案件について、農地法第三条の許可を得ずに売買行為を行ったことに対する指導はどうするのですか。

事務局 法第三条の許可を得ずに行った行為は、農地法の規定により無効となります。農業委員会としては始末書の提出か書面での指導が適当と判断しますが、過去に法第三条の許可を得ずに行った行為に対して始末書の提出等の指導は行ったことはありません。今回の件に対しては、事務局から口頭で厳重注意しますのでご理解いただきたいと思います。

廣田委員 8 番の案件について、購入した農地はすでに資材置き場になっているのか、将来は資材置場にしたいのか教えて下さい。

米坂委員 譲受人は畑をすると伺っています。水利組合から農地周辺がすでに資材置場として使用されているので当該農地を農業委員に注視して欲しいとのこと。

事務局 申請地の南側の土地は過去に農地転用の許可をとり、資材置場として使用しています。今回、三条で取得した申請地を資材置場にするのではないかと水利組合は危惧されているとのこと。今後、事務局も注視していきます。

議長 他に何かご質問ございましたら。ないようですのでお諮りいたします。議案第 2 号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

(議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

藤田委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

申請人は、申請地の隣接地に住んでいます。申請人の夫が申請地を耕作していましたが一昨年亡くなり耕作が出来なくなりました。砂利採石を敷いて庭として整備します。問題はないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない

ようなのでお諮りします。議案第 3 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 4 号 非農地証明願いについて)

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

廣田委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

道幅 1m 程度の公衆用道路になっており、農地法第二条の農地ではありませんでした。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について)

事務局 議案第 5 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

藤田委員 ●提出番号 1 番

●提出番号 1 番

筆数が 12 筆あり非常に多いです。綺麗に整備されてブドウ(ハウス)を栽培されています。問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局 報告第 1 号について議案書に基づいて説明。

議長 本日ご出席の委員の皆様から提案事項等がございましたらお願いいたします。

平田委員 中間管理機構を通じた農地利用計画を利用する時に問題に思ったことがあります。農地の賃借りの際、貸主と借主は双方のことを全く知らないことです。契約の際に法律上は相手の名前、面談は不要とのことですが、私としてはお互いのことをよく知った上で契約を進めた方がいいのではないかと考えます。面談してお互いの農業に対する考え方を理解しておいた方が、トラブル等が起きた時に柔軟に対応できると思います。書類上だけではなく貸

主、借主に寄り添った対応をしていただきたいと思います。他市町村では貸手、借手の面談は原則実施しているところもあると聞いています。事務局も大変だと思いますが、ご検討をお願いします。

議長 私も中間管理機構を通じて農地を貸していますが、借主との面識はありません。実際に耕作しているところを見て借主を知る程度です。

事務局 平田委員の提案は、農地中間管理機構を通じて農地の貸人、借り人のことを全く知らなくても契約は成立するが、お互いのことを知ることでトラブル等が起きた際に柔軟に対応できるかもしれないということですね。

廣田委員 貸人が農地銀行に登録してその農地を借人が契約して、お互いのことは知らずに借りるのが今の制度ですが、借人が借りた農地を適正に耕作すればお互いのことは知らなくても問題はないと思います。

平田委員 私の考えはお互いの面識があれば借人は貸人から農地の管理方法、農業技術の伝承等を受けられるメリットがあると思います。また農業委員会、事務局も貸人、借人に寄り添った対応が必要ではないかと思います。そうすることにより、実際にトラブルが起きた時に農業委員会でも柔軟に対応できるのではないかと思います。

事務局 この制度は農地を斡旋するのに県の中間管理機構が入ることで、貸主、借主が簡単に農地を貸し借りできるようになりました。

もし、問題が起きても中間管理機構が仲介に入ります。以前は、中間管理機構の事業委託を受けた JA が手続きを担っていた時は細かいところまで、手が行き届いていましたが、現状は農業委員の負担が大きいです。

この件は、事務局から県にも問題提起して今後の進め方を検討します。この制度は貸主、借主に負担が少なく貸し借りしやすい制度になっていることはご理解いただきたいと思います。

平田委員 制度上、法律上は問題ないと言われても、問題が発生すれば農業委員、事務局に対応を迫られると思います。制度、法律があるから問題はないとは言えないのではないですか。

事務局 制度的に問題ないから農業委員に負担がかかっても仕方がないということではありません。現状、農業委員、推進委員に負担がかかっていることが問題です。他の委員にも聞き取り等しながら

ら進めたいと思います。先程も言いましたがこの件は事務局から県にも問題提起して今後の進め方を検討したいと思います。

議長 例えばですが、貸人が遠方とか相続で譲り受けた農地を借りた時は貸人に詳細なことを教えてもらうのは難しいと思います。借りた方が自発的に調べて行動することが大事です。貸人に頼れないことも多々あるので借人は責任を持って耕作しないと仕方ないと思います。

いずれにしても、現状のままでいいのか、双方のことを知るの
がいいのかはこれからの課題にしたいと思います。

閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
しました。

令和8年1月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	石井 政英	印
	署名委員	田中 里美	印